

第2期決算公告

2022年6月15日

茨城県日立市城南町1丁目5番1号
株式会社日立物流東日本流通サービス
代表取締役社長 別役 高裕

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
【資産の部】		【負債の部】	
流 動 資 産	1,126,162	流 動 負 債	364,396
現金及び預金	14,822	買掛金	112,728
受取手形	543	リース債務	2,463
売掛金	278,201	未払金	97,108
製品	7,174	未払費用	24,255
仕掛品	17,870	未払賞与	79,892
貯蔵品	66,382	未払法人税等	28,757
前払費用	3,307	未払消費税等	14,986
未収入金	74	前受金	887
預け金	737,576	預り金	3,317
その他	209	固 定 負 債	174,378
固 定 資 産	639,733	リース債務	14,775
有形固定資産	418,554	退職給付引当金	148,851
建物	215,432	役員退職慰労引当金	2,300
構築物	17,981	資産除去債務	8,451
機械及び装置	30,187	負 債 合 計	538,775
車両運搬具	238	【純資産の部】	
工具、器具及び備品	19,407	株 主 資 本	1,227,120
土地	118,118	資 本 金	100,000
リース資産	17,189	資 本 剰 余 金	636,711
無形固定資産	2,559	その他資本剰余金	636,711
施設利用権	983	利 益 剰 余 金	490,409
ソフトウェア	1,576	その他利益剰余金	490,409
投資その他の資産	218,619	繰越利益剰余金	490,409
繰延税金資産	217,609	純 資 産 合 計	1,227,120
差入保証金	1,010	負 債 純 資 産 合 計	1,765,896
資 産 合 計	1,765,896		

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

〔 自 2021年 4月 1日
至 2022年 3月 31日 〕

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		2,639,861
売 上 原 価		2,093,910
売 上 総 利 益		545,951
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		309,259
営 業 利 益		236,691
営 業 外 収 益		
団 体 定 期 保 険 配 当 金	242	
受 取 配 当 金	353	
事 務 手 数 料	350	
原 子 力 立 地 給 付 金	2,314	
消 費 税 精 算 差 額	387	
そ の 他	332	3,981
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	979	
そ の 他	1	980
経 常 利 益		239,692
特 別 利 益		—
特 別 損 失		15,380
税 引 前 当 期 純 利 益		224,312
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	47,413	
法 人 税 等 調 整 額	39,697	87,110
当 期 純 利 益		137,201

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券	償却原価法
子会社株式及び関連会社株式	移動平均法に基づく原価法
その他有価証券 (時価のあるもの)	期末決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
〃 (時価のないもの)	移動平均法に基づく原価法

(2) 棚卸資産 移動平均法に基づく原価法(貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産 (リース資産を除く) 定額法
 (2) 無形固定資産 (リース資産を除く) 定額法

(3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産 自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法
 なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうちリース取引開始日が2008年3月31日以前のリース取引については通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

期末債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上することとしております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、翌事業年度から費用処理しております。

(3) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づき期末要支給額を計上しております。

4. 連結納税制度の適応

連結納税制度を適用しております。

5. 収益及び費用の計上基準

当社は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日改正）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日改正）を適用しており、以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における別個の履行義務へ配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時点で（又は充足するにつれて）収益を認識する。

当社は、顧客の要望に合わせて梱包業務や流通サービスを提供しており、顧客との契約に当たっては、契約が備えるべき特性の存在及び経済的実質が契約へ反映されている事を認識するとともに、当該契約の下で顧客へ移転することを約定した財又はサービスの識別を行い、個別に会計処理される履行義務を識別しています。

取引価格の算定においては、顧客へ約束した財又はサービスの移転と交換に企業が権利を得ると見込んでいる対価の金額で測定しております。なお、顧客との契約には重要な金融要素は含まれておりません。

当社では取引価格を各履行義務へ配分する必要がある契約を有しておりませんが、将来、配分の必要性のある契約が締結された場合には、各履行義務を構成する財又はサービスを独立販売価格の比率で配分し収益の認識を行います。

収益の認識は、履行義務が要件を満たす場合に限り、その基礎となる財又はサービスの支配を一時点又は一定期間にわたり認識しております。

(会計方針の変更に関する注記)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

当社は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日改正）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日改正）（以下あわせて「収益認識会計基準等」という。）を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の繰越利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しておりますが、利益剰余金の当期首残高及び当事業年度の財務諸表に与える影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

当社は、「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2020年3月31日。以下「時価算定会計基準」と)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第12号 2019年7月4日)第44項-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、わたって適用することとしております。なお、これによる当事業年度の財務諸表に与える影響はありません。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度増加 株式数(株)	当事業年度減少 株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式	1,000 株	—	—	1,000 株

(収益認識に関する注記)

当社は主として梱包事業、木材加工事業を行っております。

梱包事業においては、工場構内にて製品梱包業務を行っております。木材加工事業においては、木製品加工販売を行っております。双方の契約において、製品等の引き渡し等により履行義務が一時点で充足されると定められている場合には、作業の完了及び保管物などの引き渡した時点で収益を認識しております。契約において、一定期間にわたってサービスの提供が定められている場合には、その経過期間を考慮して収益を認識しております。支払条件は主として1年以内の一般的な条件であり、延払等の支払条件となっている取引で重要なものはありません。

なお、会社計算規則第115条の2第1項に従い、「収益の分解情報」及び「当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報」の記載は省略しております。